

SGEC 国際認証制度への移行手続きは？

移行手続きは 「desk@sgec-eco.org」 へ

SGEC の PEFC との相互承認については、2015 年 3 月に申請しておりましたが、約 1 年間、SGEC 認証規格についてアセスメントが実施され、その後、2016 年 4 月開催の PEFC 理事会での審議を経て、引き続き開催された PEFC 総会（郵便投票による開催）において同年 6 月 3 日付で認められました。

これに伴い、認証取得者の皆さんには、相互承認後の SGEC 認証制度（SGEC 国際認証制度）に移行するために、原則として 1 年の間に下記の臨時的な移行措置を行っていただく必要があります。（詳しくは認証機関にお尋ねください。）

つきましては、認証取得者の皆様方には、制度の移行に伴ういろいろな事務・作業についてご負担をかけることとなりますが、SGEC 認証制度が円滑に国際認証制度へ移行することができるよう特段のご協力を賜りたくお願いします。

記

以下の措置は、2016 年 7 月 1 日以降行っていただくこととしております。なお、それまでの間は 2015 年 4 月 1 日付施行文書によることとしております。

- 1 認証取得者は、SGEC 附属文書 2-10-1-3 「SGEC 国際認証制度（PEFC との相互承認に基づく SGEC 認証制度）創設に伴う移行措置」に規定する「移行措置」（同文書参考「(2) 1 年間の移行措置」）を行っていただきます。即ち、2015 年 4 月 1 日施行文書に基づく認証規格と 2016 年 4 月 1 日施行文書に基づく認証規格の差分の履行について認証機関に文書で確約し、当該認証機関の審査を受けて頂くこととしております。

なお、この措置は当面の措置とし、直近の更新審査、定期審査の時点で、通常の認証審査を受けていただき、同文書 参考「(3) 2016 年 4 月 1 日施行文書の認証規格に基づく認証書の交付」を受けていただくこととしております。

- 2 認証取得者は、SGEC 附属文書 2-2-1-3 「SGEC ロゴマーク/PEFC ロゴライセンスの発行手続について」に規定する「SGEC ロゴマーク/PEFC ロゴライセンスの発行手続」を行い、ロゴマークライセンス番号を取得していただき、事業活動を行っていただきたいと存じます。

具体的なロゴマークライセンス番号の取得手続きとしては、SGEC 運用文書「2-2-1」-1 「SGEC ロゴマーク及び PEFC ロゴライセンスの発行について」に添付した SGEC/PEFC ロゴマーク使用申請書（別紙 1-2, 同 2-2）及び SGEC/PEFC ロゴマーク使用契約書（別紙

1-1, 同 2-1)に必要事項を記載し代表者又は管理者の署名捺印の上メールで SGEC (desk@sgec-eco.org) に提出していただきたいと存じます。この場合、統合 CoC 管理事業体・企業(PEFC マルチ組織)でグループメンバー毎にライセンス番号の支番を取得することを希望する場合は、当該グループメンバー毎に上記使用申請書及び同契約書の提出をお願いします。

SGEC としましては、上記文書を受理した段階でロゴマークライセンス番号を申請者に通知し、その時点で申請者がロゴマークを使用することを可とすることとします。(別紙文書参照)

なお、この手続きが終了するまでの間は、従来使用していた形式でロゴマークの使用は可能です。

3 今回、SGEC が PEFC アジアプロモーションズに代わって、5 月 1 日付けで PEFC と「日本国内における管理運営契約」を締結いたしました。そのため 2016 年 7 月末日までに PEFC アジアプロモーションズと PEFC-CoC 認証取得者との間で締結している契約が解除されることとなります。従って、PEFC-CoC 認証取得者が従来使用していた PEFC ロゴマークのライセンス番号の継続使用を希望される場合には、同日までに「2」で説明した場合と同様に、PEFC ロゴ使用申請書(別紙 2-2)及び PEFC ロゴ使用契約書(別紙 2-1)に必要事項を記載し代表者又は管理者の署名捺印の上 SGEC にメール (desk@sgec-eco.org) で提出していただきたいと存じます。

なお、この場合、ライセンス番号は既に使用していただいている番号と同じ番号とさせていただきますこととしております。

4 2016 年 7 月 1 以降の更新審査若しくは定期審査以降の公示料は、SGEC 附属文書 2-6 「森林管理認証公示料及び CoC 公示料の一部改正について」に規定する公示料(年額)が適用されます。

別紙文書

2016年 月 日

殿

(一社)緑の循環認証会議 (SGEC)
理事・事務局長 中川清郎

SGEC/PEFC ロゴマーク使用申請書及び同契約書の受理並びに
SGEC/PEFC ロゴマークライセンスの発行について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から SGEC 及び PEFC 認証制度の運営に対しましては、多大のご支援・ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

また、今回は SGEC/PEFC ロゴマーク使用申請書及び同契約書を送付していただきまして有り難うございました。

SGEC/PEFC ロゴマーク使用申請書及び同契約書の受理並びに SGEC/PEFC ロゴマークライセンスの発行につきましては、下記の通りとさせていただきますのでご了知賜りたいと存じます。

本通知を持ってロゴマークライセンス番号が使用可能となりましたことを申し添えさせていただきます。

なお、SGEC ロゴマークは本文書に添付します。PEFC ロゴ使用ツールキットについては速やかに送付させていただきます。

記

1 SGEC/PEFC ロゴマーク使用申請書及び同契約書の受理

下記の SGEC/PEFC ロゴマーク使用申請書及び同契約書受理させていただきました。送付いただきました SGEC/PEFC ロゴマーク使用契約書に署名捺印の上返送させていただきます。

文書名 使用申請書
使用契約書

2 貴企業(事業体)の SGEC/PEFC ロゴマークライセンス番号

SGEC-31
SGEC-31
PEFC-31